

会計年度任用職員（保育所調理員（休業代替））募集要項

令和 8 年 7 月 31 日
子ども青少年局保育部保育運営課

名古屋市内の公立保育所にて勤務する調理員を次のとおり募集します。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容

選考区分	採用予定人数	主な職務内容等
会計年度保育所調理員 （休業代替）	別紙募集一覧の とおり	市立保育所における大量給食調理等の業務（概ね 100 食前後の給食調理業務）

2 受験資格

- ① 施設・病院等で大量調理業務経験のある中学校卒業以上の方
- ② 以下のいずれにも該当しない方
 - ・ 地方公務員法第 16 条の規定により、地方公務員となることができない者
 - 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 三 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神脆弱を原因とするものの以外）

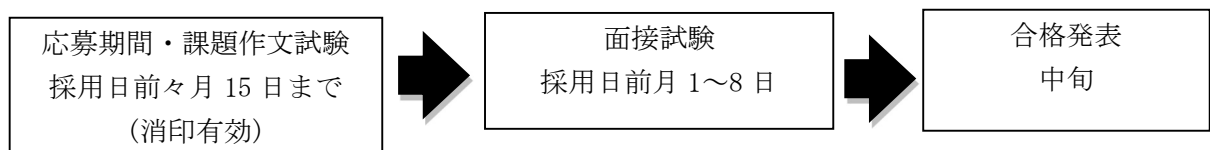
3 申込

提出書類	① 会計年度保育所調理員（休業代替）採用選考受験申込書（写真を申込書に貼ってください） ② 返信用封筒(定形郵便相当分の切手貼付、送付先住所・氏名記入)	
応募期間	郵送申込	令和 8 年 7 月 31 日（金）～ 令和 8 年 11 月 15 日（日） 角型 2 号の封筒で、表に「受験申込」と朱書きし、送付してください
	持参申込	令和 8 年 7 月 31 日（金）～ 令和 8 年 11 月 13 日（金） 8:45～12:00 13:00～17:30 （土・日曜日、祝日を除く）
提出先	〒460－8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市子ども青少年局保育運営課保育管理担当（市役所本庁舎 3 階）	

※面接試験の受験案内は郵送申込、持参申込ともに申込後から 1～2 週間程度で郵送予定です。

4 選考の日程等

・ 選考の流れ



※該当日が閉庁日の場合、翌開庁日にずれ込みます。また処理状況に応じて変動することがございます。

※募集人員に達し次第募集は締め切ります。締め切り後は、選考を実施いたしませんので、ご了承ください。締め切り後は、速やかに本募集要項の掲載は終了しますが、念のため募集の有無に関しては、募集要項の連絡先までお問い合わせください。

(1) 試験内容

選考の内容等		配点
<筆記試験>一般教養、調理・衛生等	一次試験	筆記試験：100 点満点
<課題作文>	二次試験	課題作文：50 点満点
<面接試験>		面接試験：300 点満点

※筆記用具を持参してください。

※筆記試験および面接試験の得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

(2) 試験日程および会場

日時・会場は試験申込後に通知にて別途お知らせします。

(3) 合格発表

子ども青少年局保育部保育運営課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に可否を郵送にて通知します。なお、電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 最終合格から採用まで

(1) 毎月 1 日を予定しております。(採用後 1 月間は条件付採用期間となります。)

(2) 任用期間は令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

代替元の職員が復帰した場合はそれに応じて、予定されていた期間より雇用期間が短縮されます。なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。(最大 4 回まで)

(3) 配属先は保育運営課が決定します。必ずしも希望通りの配属先になるとは限りません。

(4) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合は、採用されないことがあります。

(5) 日本国籍を有しない方で、採用日において法令により永住が認められていない方は、採用されません。

(6) 採用とならなかった者のうち、得点が一定水準に達している者については成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。また、採用とならなかった者すべてが採用候補者名簿に登載されるとは限らず、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。なお、採用候補者名簿の有効期限は令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

(7) 本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6 勤務条件

項 目	内 容				
報 酬	月額 168,715 円から 203,438 円(地域手当相当報酬を含む。)の範囲で、中学卒業後の年数に応じて決定 他に通勤手当に相当する費用弁償を支給 【報酬の例】 <table><tr><td>中学新卒</td><td>中学校卒業後 8 年 (上限)</td></tr><tr><td>168,748 円</td><td>203,523 円</td></tr></table> (令和 8 年 8 月 3 日時点) ※人事給与制度等の改正により変わる場合があります。	中学新卒	中学校卒業後 8 年 (上限)	168,748 円	203,523 円
中学新卒	中学校卒業後 8 年 (上限)				
168,748 円	203,523 円				
勤 務 時 間	月～金 9:00～16:00 までの 1 日 6 時間(1 時間の休憩時間を除く)の週 30 時間				
休 日	土、日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)				
休 暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等				
社 会 保 険 等	社会保険あり				

(採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。)

7 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、結果発表日から 1 ヶ月間(ただし最終日が閉庁日の場合は次の開庁日まで)開示を請求することができます。開示内容は、不合格者本人の順位・得点・合格基準点です。

請求される場合は、運転免許証など本人の確認できるもの及び試験結果通知を持参し、平日午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時の間に子ども青少年局保育運営課保育管理担当までお越し下さい。

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

＜この募集要項における問い合わせ先＞

名古屋市子ども青少年局保育運営課保育管理担当
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号(市役所本庁舎 3 階)

TEL : 052-972-2527

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。